

○少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の施行に関する訓令

(平成19年島根県警察訓令第36号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察職員の指定等)

第2条 警察本部長は、規則第1条に規定する警察職員（以下「警察職員」という。）として、少年補導職員の中から少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する者を、あらかじめ指定するものとする。

2 警察職員の教育訓練の実施基準など必要な事項は、別に定める。

(指定の解除)

第3条 警察本部長は、前条第1項の規定により指定した警察職員が少年補導職員でなくなったときは、その指定を解除するものとする。

(警察職員指定・解除簿)

第4条 警察職員の指定及び解除の状況を明らかにするため、生活安全部少年女性対策課に、警察職員指定・解除簿（様式第1号）を備え付けるものとする。

2 生活安全部少年女性対策課長は、第2条第1項の規定による警察職員の指定又は前条の規定による警察職員の指定の解除があったときは、その状況を警察職員指定・解除簿に記載するものとする。

(還付公告)

第5条 規則第2条の押収物の還付に関する公告（以下この条において「還付公告」という。）は、権利者不明押収物公告（様式第2号）に必要事項を記載したものを警察本部又は警察署の掲示場に原則として14日間掲示して行うものとする。

2 還付公告をした後6か月以内に還付の請求がなかったときは、当該還付公告に係る押収物について、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の規定に基づき島根県へ帰属させる手続をするものとする。

3 還付公告を行ってから島根県に帰属するまでの間における押収物の保管は、あらかじめ定めた当該所属の証拠品保管庫において行うものとする。

4 還付公告をしたとき、押収物を島根県に帰属させたとき、又は権利者に当該押収品を還付したときは、証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令（平成26年島根県警察訓令第24号）第11条に規定する簿冊に措置事項を記載し、押収物のてん末を明確にしておくものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成26年12月15日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

様式 〔略〕